

農業振興部会報告 ～収穫編～

農業振興部会では11月から2月にかけて東間小学校と中原小学校の児童を対象に1年生はサツマイモ、2年生から6年生は大根の収穫体験を行いました。



1年生 さつまいもの収穫

東間小

収穫予定日に雪予報が出たりと延期が続き、1月に2年生から6年生の児童たちも待ちに待った収穫日を迎えました。

それぞれ大根の前に立ち、葉を上手に掴み、力いっぱい引き抜いて、大きさを見比べて競いあったり、先が二股や三股に分かれた愛嬌ある姿に笑いあったりと楽しい声が響き渡っていました。



食育活動

2月18日と19日には、食育活動の一環として保健センターの築地管理栄養士と中村管理栄養士から野菜の働きなどについて楽しく学べる「大根の〇×クイズ」などの講和をしていただきました。

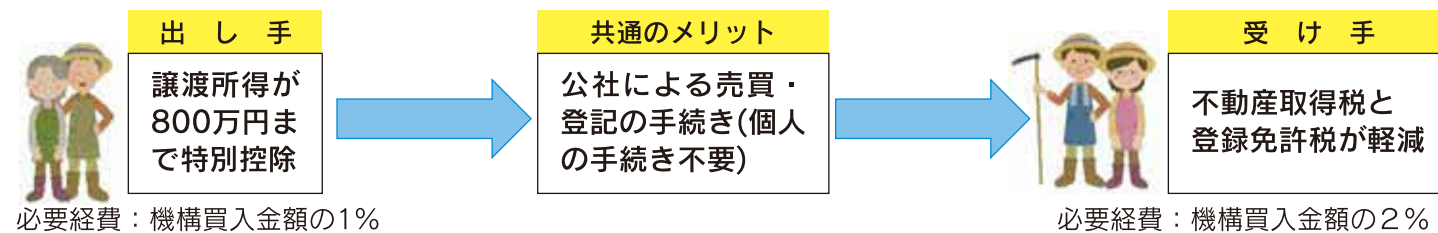
また、学校を通じて給食センターの栄養教諭の瓜生先生が作成した大根のレシピも配布され、食卓に彩を添えてくれたことでしょう。



2年生 大根の収穫

農地中間管理機構が行う特例事業(農地売買等事業)が一部変更

特例事業を活用して地域の意欲ある農業者に農地を所有権移転することで地域の農地の集団化を促進します。法律の改正により、以下のとおり要件等が変更されました。



出し手の要件

- 対象農地が**農用地区域内**であること
- 地域計画内農地**であること

受け手の要件

- 地域計画の**目標地図に位置付けされている者**
- 農地取得後の経営面積が基準面積を超えること
- 市税等の滞納がないこと
- 農地取得後5年以上耕作すること

※地域計画についての要件を満たさない場合：変更計画をすることで可能な場合もあります。
詳細は農業委員会までご相談ください。

問い合わせ先：人吉市農業委員会事務局 ☎ 0966-22-2111 (内線2500・2501) FAX 0966-24-7869
E-mail: nougyou-iinkai@hitoyoshi.kumamoto.jp http://www.city.hitoyoshi.lg.jp

ひとよし 農業委員会だより

令和7年度 第1号

発行：人吉市農業委員会

編集：農政部会

令和7年6月12日発行



上田代町の山本 憲孝さん(59歳)は経営面積2.3haのうち、30aでスイカを栽培されています。

父親は水稻とメロンに力を入れていましたが、高校卒業後に植木町(当時)へ研修に行き、スイカの魅力に触発されて以来約40年間、人吉では“唯一無二”の存在です。

12月中旬に種を播き、2月の定植までの間に肥料をたっぷりと与えてマルチを施した後は「蜂ではムラが出るから」と受粉作業も手作業でされ、一株にきっかり2個、小ぶりの美味しい実が育ちます。

5月が収穫の最盛期で、すべてを人吉の青果市場へ出荷されるそうです。核家族化に伴い小玉の需要が増え、自身の体の負担も軽減できて、安定した収益を記録しているとのことでした。

9月までは圃場に消毒を兼ねて水を張り、青刈り稲を植えた後はメロンの圃場に生まれ変わります。これから水稻も2ha、切れ目ない多角経営は確実に実を結んでいます。(取材・写真：北山委員)

老後の備えは「農業者年金」で“ゆとり”が誕生

老後の備えは国民年金だけで大丈夫ですか？

今はあまり不安もないけれど、加齢とともに身体のアチコチが・・・
いくら農業には定年がないとはいえ働けなくなったら万事休すです。
今から老後に備えて農業者年金に加入しませんか！

農業者年金のメリット

- 1 保険料は全額社会保険料控除対象。
さらに同一生計の家族分も含めて控除対象です。
- 2 農業者年金の運用益は非課税。(預金利子には約20%の利子)
事務費も国が負担しているので全額が運用に充てられます。
- 3 受け取った年金は公的年金控除対象となる
- 4 死亡一時金もあり、さらに非課税扱い(80歳以前に死亡した場合)



確定申告の強い味方

こんな良いことづくめの農業者年金、どうしたら入れるの？

加入要件

- 1 20歳以上60歳未満(国民年金任意加入者は65歳までOK)
- 2 年間60日以上農業に従事
- 3 国民年金第1号被保険者(付加年金400円の加入義務あり)

<保険料>

月20,000円から1,000円単位で自由に設定可能(67,000円まで)

	国民年金	農業者年金(夫)	農業者年金(夫婦)
夫	68,000	44,000	44,000
妻	68,000	0	44,000
計	136,000	44,000	88,000
	国民年金	136,000	136,000
合 計		180,000	224,000

※農業者年金には30歳で加入保険料毎月2万円の場合

お陰で夫婦
旅行できる



詳しくはJAか農業委員会までお尋ねください

現況届は忘れずに提出を！(毎年提出必要)

農業者年金を受給されている方に毎年5月末ごろに基金から現況届が届きます。
受給権者か代理人が署名・記入して6月中に農業委員会へ提出してください。
未提出の場合は11月以降の年金受給ができなくなることがあります。



今年も農地パトロールが始まります

地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握を目的とした農地パトロール(利用状況調査)を7月から10月にかけて行います。

パトロールのポイントは

- 1 違反転用(農地が農地以外の用途に使用されている場合)の早期発見
- 2 遊休農地(1年以上耕作や草払いなどの農地の保全がなされていない農地)の把握

パトロールの結果、遊休農地と判断された農地の所有者へ「利用意向調査」を送付します。

また、遊休農地が荒廃し、木や竹が生い茂り、非農地(農地に戻すことが困難)と判断された場合には、「非農地通知書」を農地所有者へ送付します。決定に支障がなければ**職権での一括地目変更登記を申請**します。



農地の適正な管理をお願いします



近年、市内では農業者の高齢化や後継者不足などの理由により、遊休農地が増加しています。遊休農地は、火災やゴミの不法投棄、病虫害の発生等の原因となり、近隣の住民や農地に悪影響を及ぼします。

また、農地は一度荒れてしまうと、元に戻すのに多額の費用がかかります。そのまま放置すると、次の買い手や借り手が見つからない可能性が増えますので、定期的な草払いなどの管理をお願いします。

※農業委員会から適正管理の通知が届く場合があります。

農地利用最適化推進委員を再募集します！

募集人員 農地利用最適化推進委員1人(上漆田町、下漆田町、東漆田町担当)
募集期間 令和7年6月2日(月)～6月30日(月)午後5時必着(土日祝日は除く)
募集方法 推薦及び応募(募集期間中及び終了後に推薦者及び応募者の氏名、職業等の公表あり)
任期 令和7年8月1日から令和8年7月19日まで
報酬 基本給 25,000円/月、 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
申込方法 応募用紙を人吉市農業委員会事務局(市役所2階 6番窓口)で受け取るか、ホームページからダウンロードして申し込みしてください。
 ※応募資格等詳しくは農業委員会までお尋ねください。

農地利用最適化推進委員(農業委員と連携して活動)

農地利用最適化推進委員は、**農業委員会が委嘱します。**

・担当区域で活動

推進委員は、担当区域が決まっています。

・議決権はありません

農業委員会の総会は、推進委員に対して担当区域における活動の報告を求めることができ、推進委員も総会に出席して意見を述べるができます。

《職務内容》

- 定例会に出席(農地転用や中間管理事業についての調査・意見具申など)
- 農地等の推進(年1～2回研修会あり)
 - ・担い手への農地利用の集積の推進
 - ・耕作放棄地の発生防止、解消の推進
 - ・新規就農、企業等の農業参入の支援
- 地域計画に向けた活動
- 小学校等農業体験支援、農業者年金加入推進など



農業委員、農地利用最適化推進委員には、**秘密保持義務**があります。職務上知り得た秘密は在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません(農委法第14条、第24条)